

江差町選挙管理委員会告示第 2 5 号

令和 7 年 2 月 1 8 日に提出された江差町条例制定請求者署名簿の署名に関する異議の申出について、次のとおりその申出を正当であると決定し、当該異議の申出に係る署名の効力についての証明を修正したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条の 2 第 5 項の規定により、告示する。

令和 7 年 3 月 3 日

江差町選挙管理委員会委員長 横 野 晃



記

異議の申出を正当であると決定した署名

簿冊番号	署名番号	修正内容
1	3 8	有効を無効とした。
1	3 9	有効を無効とした。